

議事日程(第4号)

令和元年9月26日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第57号 令和元年度うきは市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第2 議案第67号 うきは市道路線の認定について
- 日程第3 議案第68号 うきは市道路線の変更について
- 日程第4 議案第71号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第72号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第75号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第77号 平成30年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第78号 平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第79号 平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第80号 平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第81号 平成30年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第82号 平成30年度うきは市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第83号 平成30年度うきは市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第84号 平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第85号 平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 議案第86号 平成30年度浮羽老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第18 請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願
- 日程第19 陳情第2号 うきは市外国人住民に向けての施策促進について
- 日程第20 追加議案上程 意見第4号から意見第5号まで2件  
決議第1号 1件
- 日程第21 意見第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について
- 日程第22 意見第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)の提出について
- 日程第23 決議第1号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議(案)の提出について
- 日程第24 諸報告
- 日程第25 閉会中の調査の申出について  
(総務産業常任委員会)
- ・過疎化対策と農業問題に関する調査
  - ・所管事務調査
- (厚生文教常任委員会)
- ・子育て支援に関する調査
  - ・交通弱者対策に関する調査
  - ・所管事務調査

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第57号 令和元年度うきは市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第2 議案第67号 うきは市道路線の認定について
- 日程第3 議案第68号 うきは市道路線の変更について
- 日程第4 議案第71号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第72号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第75号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第7 議案第77号 平成30年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第78号 平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第79号 平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第80号 平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第81号 平成30年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第82号 平成30年度うきは市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第83号 平成30年度うきは市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第84号 平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第85号 平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第86号 平成30年度浮羽老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第18 請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願
- 日程第19 陳情第2号 うきは市外国人住民に向けての施策促進について
- 日程第20 追加議案上程 意見第4号から意見第5号まで2件  
決議第1号 1件
- 日程第21 意見第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
- 日程第22 意見第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について
- 日程第23 決議第1号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）の提出について
- 日程第24 諸報告
- 日程第25 閉会中の調査の申出について  
（総務産業常任委員会）

・過疎化対策と農業問題に関する調査

・所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

・子育て支援に関する調査

・交通弱者対策に関する調査

・所管事務調査

---

出席議員（14名）

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鎌水 英一君	8番 熊懐 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 伊藤 諒平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	高木 典雄君	副市長 .....	今村 一朗君
教育長 .....	麻生 秀喜君	市長公室長 .....	楠原 康成君
総務課長 .....	田籠 正規君	監査委員事務局長 .....	松尾 正和君
会計管理者 .....	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 .....			石井 孝幸君
企画財政課長 .....	中野昭一郎君	税務課長 .....	山崎 秀幸君
徴収対策室長 .....	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長 .....			松岡 美紀君
保健課長 .....	原 廣正君	福祉事務所長 .....	末次ヒトミ君

住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	吉松 浩君
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君

---

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 議案第57号**

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、議案第57号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、総務産業委員会で検討しました内容について説明をいたします。議員の皆様にはお手元に資料をあげておるとお思いますので、そちらのほうをお目通しいただきたいとお思います。

ただいま議題となりました議案第57号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第3号）の所管に関する事項については総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、楠原市長公室長を初め所管課長及び係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。審査につきましては、款項目ごとに審査をしておりますので、若干長くなると思っておりますけれども、御了承いただきたいとお思います。

2款総務費では、臨時・嘱託職員の賃金等の増額で、職員の退職者と休職者及び育児休業者対応のための臨時職員賃金等であります。

財政調整基金費の増額は、基金の益金と30年度決算の2分の1を財政調整基金に積み立てるものです。

企画費の増額は、移住支援事業費補助金の増額であります。今回、3世帯分を計上しています

が、限定的な移住者支援であり可能性として低い、国の施策だからと手を挙げるのはいかなものか。また、他地域からの移住者にも支援が必要ではないかという意見が出されました。回答としては、この事業を行っていく中で、他地域からの移住者があれば、これをモデルとして検討していきたいとのことであります。

高齢者交通安全対策事業補助金の増額については、急発進防止装置及び安全運転支援機能つきドライブレコーダーの補助金増額補正であります。予想を上回る申請による今回の増額補正であります。国や県の動きも注視しながら、今後については、3年は続けていく予定であるとの説明でありました。急発進防止装置については、各メーカーより商品が開発されているため、現在1社のみ対応としている補助要綱を来年度は見直しを行っていくとのことであります。今後、申請者の要望に応えられるよう予算措置を行っていくこと、また市民への周知については再度徹底するようにと意見が出されました。

6款1項農業費では、主なものとして、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金の増額で、15本の要望事業全てが採択されたことによる増額であります。これにつきまして、今まで割と全部採択ということはなかったものですが、今回はそういうふうになっております。ブドウは雨よけハウス、イチゴはパイプハウスや高施設、炭酸ガス発生装置、お茶は複合型茶園管理機や堆肥散布機、柿は高所作業車や乗用草刈り機等に対する補助とのことであります。市の補助は、施設は5%、機械の補助はないとのことで、自治体によって補助率や補助対象が違うので調査が必要との意見がありました。

6款2項林業費では、県の森林環境税を財源とした荒廃森林整備事業の増額であります。昨年度、うきは市の森林経営計画の対象森林は対象外とされ、荒廃森林整備事業が激減していましたが、県の森林環境税の用途要綱見直しに伴い、条件不利地が対象となったことにより計画を見直し、増額補正をするものと説明がありました。

7款商工費では、福岡県産品消費拡大・販売促進事業の一環で、関係人口イベントなど委託料の増額補正であります。東京にあるアンテナレストラン「ふくおか」で、うきは市の食材を使った料理のお披露目やトークショーを委託するものとの説明でありました。

8款2項道路橋りょう費は、市道3路線の舗装工事を行うための増額であります。3月に舗装個別施設計画を3カ年計画で策定し、県の認可に伴い増額補正を行うものであります。道路舗装については、各地域から要望が上がっているものについては維持補修で行い、個別計画では1級及び2級の幹線道路について行っていくとのことであります。

8款4項住宅費は、4月3日の火災により焼失した屋形町団地の解体費の増額であります。火災保険対応ではないかとの質疑に対し、全国市有物件災害共済会に保険請求に伴う積算根拠資料を提出しており、協議中のため確定金額はまだ来ていないとの回答でありました。

1 1 款公共土木施設災害復旧費では、7月21日の豪雨により被害を受けた大谷川、千代久の靄懸線及び小災害として、昭和橋付近の災害復旧工事費としての測量設計委託料の増額補正であります。

1 3 款特別会計繰出金では、下水道事業繰出金は繰越金が増額したことによる減額、簡易水道事業繰出金は基金繰入金の確定に伴う増額でありました。

以上、総務としては非常に多かったわけですが、審査の結果、異議なく全会一致で原案どおり可決決定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（**櫛川 正男君**） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） ただいま議題となりました議案第57号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第3号）の厚生文教委員会の所管に関する部分については、当委員会に付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

審査はそれぞれの担当課長、係長に出席いただき、詳しく説明を受け行いました。所管の款・項・目の内容については、その主な部分のみ報告いたします。

3款2項9目放課後児童対策費の運営委託料について、893万8,000円の増額補正の主な要因としては、障害児の受け入れ増による加算額の増加と基準額の見直しがあると説明を受けました。財源については、国・県・市で3分の1ずつ負担いたします。

質疑では、まず本会議でも指摘があっておりました対象児童の年齢についての確認がありました。平成24年に成立した、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国が定める基準を踏まえ、市が条例で定めるとされました。対象児童の要件として、以前は保護者が労働などにより昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童でありましたが、新制度では6年生までとなっています。これは、母親が仕事と子育ての両立を諦めざるを得なくなる「小4の壁」を取り払う狙いがあります。市においても平成26年9月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定

し、翌年4月から施行しています。条例には、対象児童について明確に「小学校に就学している児童」と示されており、委員からは法律違反ではないかとの指摘と、他市でも事例があるプレハブ型の施設を隣接の市有地に建てることなど考えられないのか質疑がありました。

執行部からは、千年学童保育所においては4年生以上となると通年の入所ではなく、夏休みの期間だけお願いしている実態があることは把握している。係としても課題と捉え、学童保育所の分割も視野に検討する必要があると感じている。しかし、場所の確保や近隣建物の確認、また、担当する係の人員不足等もあり、具体的に進んでいないとの答弁がありました。また、委員から指摘があった「プレハブ型の施設」については、今後、検討したいとのことでした。

ほかに委員からは、国において学童保育所支援員の配置基準の緩和が議論されているが、民間では保育だけではなく教育を絡めて実施する例もある。質の向上を図る観点からも市の考えについて質疑がありました。緩和の中身としては、現在おおむね児童40人以下に対し、「2人以上」の支援員を配置する義務がありますが、自治体の判断で「1人でも可」とするものです。執行部からは、対応は未定とし、情報把握に努めたいとの答弁がありました。

続いて、吉井・千年・御幸の3つの学童保育所が昨年4月からエフコープに委託されていますが、遊林を除く他の学童保育所の民営化について、市としての考えや取り組み状況の質疑がありました。

執行部からは、江南学童保育所を運営する保護者会からは、将来的に民営化したいとの意向が伝えられている。市の考えとしては、エフコープへの委託契約期間が来年度までなので、その際、一緒に公募をかけたいとの答弁がありました。そのほか福富・大石については、特段、希望は挙がっていないようです。

次に、10款2項1目学校管理費における少人数指導特別教員賃金1,300万円の減額補正については、当初、福富・吉井・御幸の3校にあわせて4名を配置する予定でありましたが、児童数の確定により、福富・御幸の2校に1名ずつ配置することになったため減額するものです。毎年5月の児童数で年度の学級編成が確定しますが、市の学級数をふやす基準である1クラス31名以上を満たさないので配置ができなかったと説明を受けました。

質疑では、委員から、予算を減額せずに小学3年生まで対象をふやすなどの考えはできなかったのか質疑がありました。

執行部としては、議員から30人学級の拡大については何度も意見を頂いているが、この取り組みは他市に比べ進んでいる面もある。予算執行に当たっては、内部の規定に沿って対応するとともに、公平性も担保することが必要で、制度を見直さないとできないとの答弁がありました。他の委員からは、予算が余ったからといって対象を拡大することには反対で、きちんとした制度のもと実施されるべきであるが、現在のような明確な根拠を持たない運用で行っていることは問



題だとの意見もありました。

続いて、御幸小学校大規模改造工事に係る各予算については、昨年同様に、今後、予想される工事費などを把握するために年度別事業支出予定額の資料を提出していただき審査しました。

質疑では、本会議において議員から指摘もあっておりました、当初3年連続で改修工事する計画を1年先延ばしにして令和3年度までとした理由について再度確認しました。

執行部からは、市全体の公共施設の改修工事を見たときに、来年度、大規模な工事を予定しており、市長の判断で令和3年度まで延ばしたと答弁がありました。

また、議員からは、公共施設等総合管理計画における各学校の個別施設計画の策定状況についての質疑がありました。

執行部からは、同計画を策定するためには豊富な経験と高い専門知識が必要であり、現状は策定支援のための業者を公募し決定した段階になる。今後、その業者からの個別指導を受け、最終的には国が期限として定める令和2年度までに策定したいとの答弁がありました。そうすることによって個別施設ごとの緊急性を判断し、改修の優先順位を決めていきたいとのことでありました。

以上、各項目について慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（**櫛川 正男君**） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第2. 議案第67号

### 日程第3. 議案第68号

### 日程第4. 議案第71号

### 日程第5. 議案第72号

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、議案第67号うきは市道路線の認定についてから日程第5、議案第72号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまでは総務産業常任委員会に付託していましたので、審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、4件をまとめて報告をいたします。

まず、議案第67号うきは市道路線の認定について。ただいま議題となりました議案第67号につきましては、審査の経過と結果を報告しますということですが、次の第68号の関係も一緒に申し上げたいと思いますけれども、うきは市道路線の変更についてということで、それぞれ現地調査を行いまして、議員から特別な意見もないということで、現地調査の結果、異議なく全会一致で原案どおり第67号、第68号について可決すべきものということで決しました。内容についてはもう、ここに書いておりますので、お目通しをお願いしたいというふうに思います。

次に、議案第71号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、来年4月1日より会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるための条例制定であります。

会計年度任用職員制度については、一会計年度を超えない範囲の非常勤職員となっており、パートタイムとフルタイムの2種類に分けられるとのことでもあります。パートタイムの会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び期末手当を支給、フルタイムの会計年度任用職員については、給料、旅費及び諸手当の支給となっており、扶養手当や住宅手当等は該当しないこととなっております。臨時・非常勤職員の任用状況及び会計年度任用職員制度への移行見込みについては、追加資料で説明を受けました。

予算については、パートタイム職員は1週間で30時間と35時間の2パターンあり、勤務時間は減るが1.45月の一時金が支給され、31年度予算と同額の予算設定となっており、2年目、3年目と昇給があり、3年目において31年度予算とほぼ同額になる見込みで、通勤手当は別で1,000万円見込みであるとのことでもありました。

質疑の中では、運用と今後のサービス低下の懸念から、今後もし国の財政的補填があったときには、より住民サービス向上のため活用していただくことを検討してもらいたいとの意見が出されました。あくまでも国は検討中との回答でありました。任用期間や採用方法については規則で

別に定めると思うが、職務級別基準を明確に設けて運用するようにとの意見が出され、公募により任用し、3年間2回の更新を行うこととしており、職務級については規則で定めていくとのことでありました。

会計年度任用職員の勤務時間が減ることにより、正規職員の負担増につながるのではないのかとの質疑に対しましては、各現場でヒアリングを行い了解を得ているが、課題等が出てくれば対応していくとの回答でありましたが、正規職員の負担が減ることはないため、住民サービスを低下させないよう考慮していくこと、また、業務の効率化及び見直しを推進していくよう、委員会として申し入れをし、審査の結果、異議なく全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、改正が必要となる11の条例の一部改正を一括して行うものであります。新旧対照表により改正条例の確認を行い、審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第6. 議案第75号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第6、議案第75号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） ただいま議題となりました議案第75号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。

審査については担当課長・係長の出席をいただき、詳しく説明を受け行いました。

家庭的保育事業とは、市町村の認可を受けた民間の事業者がゼロ歳から2歳児を対象に、定員

1名から5名という小規模で保育を行う事業になります。平成27年4月の子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い、同事業が始まりました。特徴として、保育者の居宅などを保育室として利用し、家庭的な環境の中で子供の発達段階に応じたきめ細やかな保育を行っています。

今回の改正の趣旨は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を緩和することにあります。基準では、保育の提供の終了後も継続的に保育が提供されるよう、保育所や幼稚園などの連携施設を確保しなければならないこと。さらには、食事の提供についても、事業所内などで調理する方法——自園調理を行わなければならないとされています。しかし、事業を開始して5年が経過しますが、全国的に連携施設の確保や自園調理への移行が進んでいない現状があります。そうした背景から、経過措置の期間を10年に延長しようとするものです。

質疑では、うきは市での認可状況の確認がありましたが、市内での実施事例はないということで、特に異論なく議了となりました。

以上、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

日程第7. 議案第77号

日程第8. 議案第78号

日程第9. 議案第79号

日程第10. 議案第80号

日程第11. 議案第81号

日程第12. 議案第82号

日程第13. 議案第83号

日程第14. 議案第84号

日程第15. 議案第85号

日程第16. 議案第86号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第7、議案第77号平成30年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、議案第86号平成30年度浮羽老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでは決算特別委員会に付託をしていましたので、審査の経過及び結果について、一括して決算特別委員長の報告を求めます。13番、江藤決算特別委員長。

○決算特別委員長（**江藤 芳光君**） それでは、ただいま議題となりました議案第77号平成30年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第86号平成30年度浮羽老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定についての10件の審査の経過を御報告申し上げたいと思います。

特別委員会では、9月13日から20日までの5日間にわたり審査を行いました。

その結果、議案第77号平成30年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第86号平成30年度浮羽老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定についての10件は、全て全会一致により原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告が終わりました。

質疑は、全議員による決算特別委員会で審査をしましたので省略します。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第79号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第81号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第82号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第83号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第84号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第85号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

#### 日程第17. 請願第4号

○議長（櫛川 正男君） 日程第17、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題としま



す。

本案は厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請については当委員会にその審査を付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過とその結果について報告いたします。

趣旨としては、1、子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、義務教育における「35人以下学級」を早期に完全実現させること。3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することの3点であります。

来年度から実施される小学校の新学習指導要領では、情報化やグローバル化といった社会の変化に対応する人材の育成を目的に、英語教育やプログラミング教育、道徳教育の充実強化が図られています。学校現場においては働き方改革が叫ばれる中、業務量はふえ、新たな教育にも対応する必要があり、長時間労働がなかなか改善されないようであります。このことは、本年5月に実施した校長先生方との意見交換の折に指摘されておりました。また、近年ふえていくとされる日本語指導を必要とする子供や多動などの発達に障害のある子供への対応、いじめや不登校などの課題も山積し、少人数教育の推進はますます重要となっております。加えて委員からは、最近、報道等でよく目にするようになった、教員の採用試験の倍率低下に代表される質への懸念が意見として出されました。

委員会では、意見書の提出時期や実効性の問題、あるいは市の実態把握を先にすべきではないかなどさまざまな意見が出されましたが、今後、委員会で調査していくことが決まり議了となりました。

本来、義務教育は国家の責任において実施するものであり、地域によって格差が生じることは許されません。特に平成18年の小泉政権のもとで行われた三位一体改革によって、義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられて以降、自治体財政を圧迫し、教育格差を生じさせています。

以上のことから、教育の質や機会均等を維持するためにも請願の趣旨は願意妥当と認め、全会一致により採択することに決しました。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

#### 日程第18. 請願第3号

#### 日程第19. 陳情第2号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第18、請願第3号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願及び日程第19、陳情第2号うきは市外国人住民に向けての施策促進については総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（**中野 義信君**） それでは、2件まとめて報告いたします。

ただいま議題となりました請願第3号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願について、審査の経過と結果を報告します。

請願の審査につきましては、まず、紹介議員である野鶴議員から説明を受けました。

地方公共団体では、医療、介護、子育て等の行政ニーズは拡充している中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。一方、サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保とともに、これに見合う地方財政の確立を目指すことが必要です。

2019年度の地方財政計画では、一般財源総額は過去最高水準となりましたが、その増額分は、保育の無償化などの国の施策に対応する財源を確保した結果であります。社会保障費関連予算を初めとする地方の財政需要に対応するため、地方財政のさらなる充実・強化について、国に対し意見書の提出を求める内容でありました。

議員からは、なぜ職員組合が請願者なのかという問いがありましたが、職員としても財政に憂慮しているということで出されており、ほかに市町村長会においても意見書を出す方向であると

いうことであります。

審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号うきは市外国人住民に向けての施策促進について、審査の経過と結果を報告します。

陳情の審査につきましては、まず、陳情提出者から説明を受けました。

陳情の趣旨は、うきは市における外国人住民への施策について、多文化共生の取り組みを推進すること、具体的には市役所内に外国人住民のための案内窓口等の設置、多言語対応の暮らしの便利帳、ガイドブックの作成、外国人のための日本語教室、また、情報発信や日本人市民への啓発・広報等の施策について、議会より政策提案を行うことの陳情であります。

現在、市の状況としては、英語には対応しているがベトナム語に対応できる職員がいないので、何とかしていきたいとのことであります。JAや商工会とも対応状況について協議を重ねているところとのことです。また、災害時の対応を含めた生活ガイドブックを作成していきたいと考えている。その際、国による慣習の差を考慮すべきと考えているので、技能実習生を受け入れている企業に、実際、聞き取りを行い作成していくとの説明でありました。なお、観光パンフレットは4カ国語、母子手帳は6カ国語で対応しているとのことであります。

多文化共生のまちづくりを実現するためには、早急に外国人施策を具体化することが望まれますが、関係団体との協議や現場ニーズを酌み上げて、どのような施策が必要とされるかを的確に把握することが必要であると考えます。そのためには、市民及び外国人双方の意見に耳を傾け、これらの意見を共生施策に適切に反映する仕組みを構築するとともに、外国人が抱える問題等について客観的なデータを収集し、これに基づき検討を行っていくことが必要であると考えます。

そういったことで、議会のほうに政策提案を上げておりますけれど、今、いろいろやらなきゃいけないということはわかりますけれども、いろいろ意見を出していただきました結果、以上のことから、陳情の趣旨を願意妥当と認め、審査の結果、趣旨採択と決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は請願・陳情の番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより請願第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。本案を委員長の報告のとおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決しました。

---

#### 日程第20. 追加議案上程

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第20、追加議案の上程を行います。意見第4号から意見第5号まで2件、決議第1号1件を上程します。

---

#### 日程第21. 意見第4号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第21、意見第4号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。

なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（**石井 良忠君**） 意見第4号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について。上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和元年9月26日。うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員野鶴修、賛成者、うきは市議会議員中野義信、同鐘水英一、同伊藤善康、同熊懐和明、同組坂公明。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。4番、野鶴修議員。

○議員（**4番 野鶴 修君**） それでは、意見第4号地方財政の充実・強化を求める意見書

(案)の提出について、簡潔に提案理由を説明させていただきます。

議員の皆さんも御承知のとおり、この趣旨と同様の意見書につきましては、昨年の9月の議会でも御承認いただき、政府に対し意見書を提出したところでございます。それから1年経過した今でも、地方自治体では子育て支援策の充実と高齢化社会が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応を初め、地域交通の維持など、地方自治体が果たす役割は年々増大していると言えます。さらには人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題にも直面しているというのが現状でございます。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材というのは限られる中で、新たに会計年度任用職員が政府の働き方改革等により開始されることになりました。各自治体におきましては、現行の公的サービスということを保ちながらの会計年度任用職員の処遇改善のための財政確保というの、今後、重要な課題となっております。

また、市の面積の2分の1が山林という、このうきは市にとって期待の持てる森林環境譲与税も本年度より実施されることとなりましたが、その配分基準については、税の趣旨にはそぐわない配分基準となっており、森林保全に苦慮する地方団体にとっては不満の残る内容であると言えるかと思えます。この配分基準に対しましては、林業需要の高い自治体への手厚い配分となるよう、内容見直しの検討を進めることが必要かと思えます。

こういったことを踏まえまして、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たりましては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すため、政府に対し提案するものであります。

以上が提案理由でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） それでは、提出者、野鶴議員に率直に1つだけお伺いしたいと思います。

去年からこの取り組みを開始いたしております。それで、ほかの意見書も確かにそうなんですけど、そのほかの全国的な地方自治体は同様の状況にあらうと思えます。例えば、この近隣の意見書を、どういうふうになら把握しているのか。うきは市だけなのか。その辺を、せっかくやるなら、国に対して地方が全体をやっぱりできる限りまとめて意見を出していかない限りは効果が薄いと思えますが、その辺の近隣の動きを、ぜひ御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 4番、野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 請願の採択の中にもありましたように、この取り組みにつきましては、自治労が中心となって進めております。この自治労といいますのは、こういった地方公共

団体に働く労働者により組織された労働組合でございます。そういった内容におきまして、全国的に、この全国自治労というのはありますので、その中での取り組みということで、今、江藤議員が言われましたように、これはもう、一括して全国的にこの取り組みを進めるという方向で進んでおります。

この近隣につきましても、自治労はどこの市町村でもほとんど加盟しております。その中で、昨年度につきましても、久留米市であるとか八女市であるとか、この近隣の市町村も同じようにこの意見書が採択されたというように聞いております。今年度につきましても、同じように各市町村の中でこの取り組みが進められておるということでございますので、ほぼこの分については採択、全国的なものとして進められているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

野鶴議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第4号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、意見第4号については可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付いたします。

---

## 日程第22、意見第5号

○議長（櫛川 正男君） 日程第22、意見第5号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。

なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 意見第5号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について。上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和元年9月26日。うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員佐藤湛陽、賛成者、うきは市議会議員岩淵和明、同江藤芳光、同上野恭子、同竹永茂美、同佐藤裕宣、同佐藤茂和。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。10番、佐藤湛陽議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） ただいま議長の指名がありましたので、意見書第5号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について説明を申し上げます。

先ほど、委員会審査報告でも申し上げたとおり、今後、教育現場の環境は大きく変化しようとしています。さまざまな問題が山積する中、将来を担う子供たちへのきめ細かい支援体制を構築するとともに、家庭や社会の状況によって影響されない安定した一定の教育水準を維持していくためには、国が責任をもって教職員を配置することが求められています。

このようなことから、所定の賛成者を得て提出させていただきましたので、議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

佐藤議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第5号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、意見第5号については可決すること  
に決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付いたします。

---

### 日程第23. 決議第1号

○議長（櫛川 正男君） 日程第23、決議第1号天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）の提出につ  
いてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 決議第1号天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）の提出について。上  
記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和元年  
9月26日提出。うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員鎌水英一、賛成者、  
うきは市議会議員岩淵和明、同佐藤湛陽、同中野義信、同熊懐和明、同竹永茂美。

天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）。天皇陛下におかせられましては、風薫る佳き日にご即位  
あそばされ、日本国及び日本国民統合の象徴として、皇位を継承なされますことは、誠に慶賀に  
堪えません。世界の平和と我が国の繁栄が一層進展し、令和の世が幾久しく続きますよう心から  
祈念申し上げ、ここにうきは市議会は、うきは市民を代表して謹んでお祝いを表します。

以上、決議する。令和元年9月26日。福岡県うきは市議会。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から提案の理由の説明を求めます。7番、鎌水英一議員。

○議員（7番 鎌水 英一君） それでは、決議第1号天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について、提  
案理由の説明をいたします。

皆様も御存じのとおり、天皇陛下におかせられましては、去る5月1日に皇室典範特例法の定  
めるところにより、憲政史上初めてとなる平成の天皇陛下御退位により、御即位あそばされ、平  
成から令和への新たな時代を迎えました。

ここに御即位を市民の皆様とともに心からおよろこび申し上げる次第でございます。

つきましては、うきは市議会として賀詞を奉呈し、奉祝の意をあらわしたいと考えていますの  
で、議員皆様の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



鎌水議員、自席へお戻りください。

お諮りします。決議第1号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、決議第1号は原案どおり可決することに決しました。

---

#### 日程第24. 諸報告

○議長（**榎川 正男君**） 日程第24、諸報告を行います。

閉会中に受け付けました市外からの陳情は、議会運営委員会及び全員協議会において配布をしております。

---

#### 日程第25. 閉会中の調査の申出について

○議長（**榎川 正男君**） 日程第25、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申し出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

---

○議長（**榎川 正男君**） 以上で、全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任をしていただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 櫛川議長の許可をいただきましたので、第3回うきは市議会定例会の閉会に当たりまして一言お礼と御挨拶を申し上げます。

9月6日から開会いたしました本定例会におきまして、議員各位には本会議並びに各委員会を通じて連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。おかげをもちまして、いずれの議案も原案どおりそれぞれ可決を賜り、さらに決算につきましても、御認定をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

御審議いただきました過程での御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり心して務めたいと存じております。

本9月定例会の会期中であった9月22日の夜から23日の未明にかけて、台風17号が接近し、浮羽消防署の計測では、瞬間最大風速42メートルという近年まれに見る暴風に襲われました。うきは市の被害状況といたしましては、負傷者の方が1名、そして公共施設等の被害も数件発生をしております。詳細につきましては、現在、調査確認を急いでいるところでございます。詳細につきましては、調査等がまとまり次第、後日報告をさせていただきます。三連休中に予定しておりましたイベントにおきましても、つづら地区の彼岸花めぐりは規模を縮小しての開催、そしてYOSAKOI祭りは中止とさせていただきます。

さて、朝夕も徐々に涼しくなり、これから実り、スポーツ、食欲の秋となり、観光シーズンを迎え、各地でいろいろな催しが予定されております。うきは市におきましても、うきは市民運動会など多くの行事を計画しております。議員各位におかれましては、御多忙のこととは存じますが、御参加をいただきますとともに、健康に十分に留意されまして、うきは市発展のため、今後ともなお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。そして、ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） 報告します。12月定例会の開会日は12月6日金曜日開会予定としておりますので、報告をしておきます。

これをもちまして、令和元年第3回うきは市議会定例会を閉会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 櫛 川 正 男

署名議員 組 坂 公 明

署名議員 佐 藤 裕 宣